

平成17年度 事業別現計予算書

福祉部 高齢介護課

(単位:千円)

会計	1	一般会計	当初予算額	1,027							財源説明		事業概要			
款	3	民生費	財源内訳	国庫	0					金額	歳入款名	判断能力が不十分な痴呆性高齢者の成年後見制度の利用を促進し、また申立人がいない場合での市長が審判申立する場合に要する経費。	継続			
項	1	社会福祉費		県費	14	2	2	2	8					645	県支出金 諸収入	碧南市高齢者成年後見制度利用支援事業実施規程
目	10	高齢者福祉費		地方債	19	4	2	6	17					166		
事業	15	成年後見制度利用支援事業		その他	166											
細事業	1	成年後見制度利用支援事業		一財	216											
節名	明細	積算基礎	現計予算額	流充用・配当替え額							備考					
19 1 負担金、	6	扶助費的補助 成年後見申立費用(1人分) (補助対象) 319,600円 開始審判請求用印紙 600円×1件= 600円 開始審判請求用診断書 12,000円×1通= 12,000円 登記手数料 4,000円×1件= 4,000円 開始審判請求切手代 3,000円×1件= 3,000円 開始審判鑑定費用 300,000円×1件= 300,000円 (補助対象以外) 2人分 83,470円×2人=166,940円 (後日本人負担) 申立費用補助(郵便切手) 3,620円、申立費用補助(収入印紙) 600円 申立費用補助(登記印紙) 4,000円、 後見開始審判請求用診断書作成料 5,250円 制度利用のための鑑定費用 70,000円	(487) 487													
20 1 扶助費	1	一般扶助費 成年後見人後見費用(補助対象) 30,000円×1件×12月= 360,000円 本年度分 30,000円×1件×6月= 180,000円 ※市長が申立した場合で本人に支払い能力のない場合	(540) 540													
合計			1,027													